

九州の豊かな食と農を未来へ

みどり認定

受けましょう



みどりの食料システム法に基づき、環境負荷を低減する農業活動に関する事業計画を作成し、県知事の認定を受けることで、さまざまな支援を受けることができる制度です。

補助事業

みどりの食料システム戦略推進交付金や強い農業づくり総合支援交付金など
国庫補助金の採択で優遇・要件化^{*1}
新たな環境直接支払交付金はみどり認定を要件とする方向で検討中^{*2}

税制優遇

化学肥料・化学農薬の使用低減に資する設備投資を行う際の
所得税や法人税の特別償却

融資

農業改良資金（無利子・返還期間延長）など
日本政策金融公庫の無利子・低利融資の貸付

^{*1} 各県にも補助金等の
メリット措置がある場合があります
^{*2} 令和9年度から

PR

消費者や取引先等に環境負荷低減への取組をアピール

みどり認定を受けるには？

対象の取組

認定の対象となる取組は以下のとおり。
以下のいずれかに取り組んでいれば申請可能です。

1号認定

土づくり＋化学肥料・化学農薬の使用低減
エコファーマー、特別栽培、有機農業など

2号認定

温室効果ガスの排出量削減
省エネ設備の導入や水田での中干し期間の延長など

3号認定

上記以外の環境にやさしい事業活動
バイオ炭の農地施用、プラスチック資材の排出抑制など
農林水産大臣が定める事業活動

九州管内の
認定事例は
裏面へ

申請の手順

申請は以下の3ステップ。
個人でも生産部会や集落営農などのグループでも申請可能です。

まずはお住いの
市町村等*に相談

申請書等を
作成・提出

県が計画を認定
みどり認定農業者に！

*福岡県は県農林事務所等、佐賀県は県地域農業振興センター等